

コロナ特例点数（新旧比較 早見表）（外来・在宅編）

本資料は、厚生労働省事務連絡「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和5年9月15日）（ <https://www.mhlw.go.jp/content/001147402.pdf> ）をもとに作成しております。詳細は、事務連絡にてご確認ください。

R5.9.22作成

区分	算定要件等の概要	令和5年9月30日まで	令和5年10月1日～
		点数名称 点数	点数名称 点数
外来	① 「自院患者以外も対応」として県のHPに公表している外来対応医療機関でCOVID-19（疑い含む）患者に対し感染防止策を講じて診療した場合	院内トリアージ実施料（特例） 300点	特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例）（10月以降） 147点
	② 外来対応医療機関以外 または 外来対応医療機関であるが「自院患者のみ対応」として県のHPに公表している医療機関でCOVID-19（疑い含む）患者に対し感染防止策を講じて診療した場合	特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例） 147点	夜間・早朝等加算（特例）（10月以降） 50点
	③ COVID-19患者に対し「家庭内の感染防止策や、重症化した場合の対応」など療養上の指導を実施した場合	特定疾患療養管理料（100床未満・療養指導）（特例） 147点	終了
在宅	① COVID-19（疑い含む）患者に対して、感染防止策を講じて往診等を行った場合	院内トリアージ実施料（特例） 300点	看護配置加算（1日につき）（特例）（10月以降） 50点
	② COVID-19患者から「コロナに関連した訴えについて往診を緊急に求められ往診を行った場合」または「コロナに関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を行った場合」	救急医療管理加算1（緊急の往診等）（特例） 950点	院内トリアージ実施料（在宅）（緊急往診等）（特例）（10月以降） 300点 ※1 ※2
	③ COVID-19患者に対して在宅酸素療法に関する指導管理を行った場合	在宅酸素療法指導管理料（その他）（特例） 2,400点 ※使用した材料加算も算定可	変更なし
高齢者施設等の特例	① 老健、特養等に入所するCOVID-19患者から、コロナに関連した訴えについて往診を求められ、往診した場合	救急医療管理加算1（施設内療養・緊急の往診等）（特例） 2,850点	救急医療管理加算1（施設内療養・緊急の往診等）（特例） 950点
	② 上記①の場合であって、往診ではなく、看護職員とともに施設入所者に対してオンライン診療を実施した場合	救急医療管理加算1（オンライン）（特例） 950点	院内トリアージ実施料（オンライン）（特例）（10月以降） 300点
	③ 老健、特養等に入所するCOVID-19患者から、コロナに関連した訴えについて往診を求められ、配置医師又は併設保険医療機関の医師が往診した場合	緊急往診加算（特例） 325点、650点、750点、850点	変更なし
	④ 老健、特養等に入所するCOVID-19患者に対して、配置医師又併設保険医療機関の医師が往診等を実施した場合	院内トリアージ実施料（特例） 300点	看護配置加算（1日につき）（特例）（10月以降） 50点
入院調整	① COVID-19患者に対し「入院調整」を行い、「入院先医療機関に対し患者情報の文書」を添えて紹介し、診療情報提供料（I）を算定する場合	救急医療管理加算1（入院調整）（特例） 950点	療養情報提供加算（特例）（10月以降） 100点
罹患後症状	① COVID-19の回復患者で、診断後3か月以上経過し、かつ罹患後症状が2か月以上持続している場合に「罹患後症状のマネジメント」を参考とした診療で今後の診療方針を判断し、必要に応じて精密検査や専門医への紹介を行った場合 ※3	特定疾患療養管理料（100床未満・罹患後症状持続）（特例） ※ 3月に1回に限り算定 147点	変更なし

※1 要件を満たせば緊急往診加算の併算定が可能。

※2 同一の患家等で2人以上のCOVID-19患者を診療した場合、2人目以降に往診料を算定しない場合でも算定可能。

※3 都道府県が公表している罹患後症状に関する診療を行っている医療機関リストに掲載されている必要がある。